

千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第242条第1項の規定に基づき平成29年3月23日付けで提出のあった千葉県後期高齢者医療広域連合職員措置請求について、監査を実施したので、同条第4項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成29年6月2日

千葉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 加藤 武人  
監査委員 内海 和雄



千葉県後期高齢者医療広域連合職員措置請求  
に係る監査結果

平成29年6月2日

千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員

## 第 1 請求の受付

### 1 請求人

(1) 住所 千葉県 [REDACTED]

(2) 氏名 [REDACTED]

### 2 請求の提出日

平成 29 年 3 月 24 日

### 3 請求の内容

#### (1) 主張事実

##### ア 請求の対象職員

千葉県後期高齢者医療広域連合長

平成 28 年（行ウ）第 24 号行政処分差止請求事件（以下「当該訴訟」という。）の被告指定代理人（職員 A、職員 B、職員 C、職員 D、職員 E、職員 F 及び職員 G）

##### イ 財務会計行為

当該訴訟に係る事務を遂行するために訴訟代理人弁護士を選任等するための費用（以下「弁護士費用」という。）、訴訟費用及び当該訴訟において被告指定代理人が千葉地方裁判所で当該訴訟を傍聴するために要した出張旅費（以下「出張旅費」という。）の支出

##### ウ 行為の違法の理由

当該訴訟は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 7 条の規定により高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 67 条第 1 項に規定する一部負担金の割合を算定する際に、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 31 条に規定する収入の額を用いることは、違憲であり不当であると原告は主張し、同人に係る当該一部負担金の割合の算定方法に係る処分の差止めを求めたものです。

原告の主張が認められたならば、千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は年間 100 万円を超える行政

コストの削減及び被保険者からの苦情の低減が見込まれるとともに、原告の主張が認められなかった場合は、基準収入額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第3項第1号及び第2号に規定する収入の額をいう。）は合憲であるという判例ができるため、後期高齢者医療制度の今後の発展に寄与するものとなったはずですが、千葉県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）及び被告指定代理人は、訴訟を遂行するに当たって、訴訟代理人弁護士を選任し、当該訴訟における訴えの却下を求めています。

これは、被告である広域連合及び後期高齢者医療制度の被保険者にとって最も利益のない主張であるとともに、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することとしている地方公務員法（昭和25年法律第261号）第30条に違反する行為といえます。

#### エ 広域連合に生じた損害

弁護士費用、訴訟費用及び出張旅費の無用の支出が生じたものです。

#### (2) 措置請求

弁護士費用、訴訟費用及び出張旅費を対象職員である広域連合長及び当該訴訟の被告指定代理人から広域連合に返還させるようとの措置を求めるものです。

### 4 請求の要件審査

本件請求は、請求人から平成29年3月23日付けで郵送により千葉県後期高齢者医療広域連合職員措置請求書が提出されたことにより、行われたものです（広域連合が同請求書を収受したのは、同月24日）。

平成29年3月27日に監査委員は、合議により千葉県後期高齢者医療広域連合職員措置請求書の一部に補正を求めることを決定し、同年4月4日付けで請求人に対し、補正を求めました。

監査委員は、請求人から千葉県後期高齢者医療広域連合職員措置請求書の一部を修正した書類を再度、郵送により提出（広域連合が再度提出された同請求書を収受したのは、平成29年4月13日）を受け

ました。

監査委員は、平成29年4月25日に合議により、請求人が再度、提出した千葉県後期高齢者医療広域連合職員措置請求書を補正書として受理することを決定しました。

また、当該補正書を受理した日は、同補正書を収受した平成29年4月13日とし、本件請求の補正に要した期間については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第242条第5項（この後、地方自治法第292条の規定の引用が特に必要とされる場合を除き、同条の規定の引用を省略します。）に規定する60日から除外とすることとし、その旨を請求人に通知しました。

これにより、本件請求は、地方自治法第242条所定の要件を備えているものと認められることから、監査を実施しました。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項

弁護士費用、訴訟費用及び出張旅費の支出が違法な公金の支出か否かを監査対象としました。

### 2 監査対象部局

千葉県後期高齢者医療広域連合事務局を対象としました。

### 3 証拠の提出及び陳述等

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して平成 29 年 5 月 17 日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けました。

請求人は、陳述において本件請求の趣旨を補足し、監査委員に対し新たな証拠の提出はありませんでした。

また、関係職員については、平成 29 年 5 月 25 日に陳述を行い、同日に出席できなかった者からは、意見陳述書の提出がありました。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

本件請求は、当該訴訟が前提となっています。当該訴訟の概要については、次のとおりです。

##### (1) 原告の請求内容について

当該訴訟は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則に基づく療養の給付の際の一部負担金の算定方法が憲法第14条に違反するため、原告は将来後期高齢者医療制度の被保険者となった際に重大な損害等を受けるとして保険医療機関等で療養の給付を受ける際に支払う一部負担金の割合の判定のために用いる所得の額の算定に係る処分の差止めを求めたものです。

##### (2) 被告の主張について

本案前の答弁として当該訴訟の訴えを却下するとの判決を求め、請求の趣旨に対する答弁として原告の請求を棄却するとの判決を求める答弁をし、差止要件を欠くことなどにつき主張しました。

##### (3) 第1審の経過について

ア 訴状の送達	平成28年9月5日付け（広域連合收受日：同月6日）
イ 答弁書の提出（被告）	平成28年9月27日付け
ウ 第1回口頭弁論期日	平成28年10月4日午前10時
エ 準備書面(1)の提出（原告）	平成28年10月24日付け
オ 準備書面(1)、(2)及び証拠書類の提出（被告）	平成28年11月24日付け
カ 弁論準備	平成28年12月2日午前11時
キ 準備書面(2)の提出（原告）	平成28年12月15日付け
ク 準備書面(3)の提出（被告）	平成29年1月12日付け
ケ 第2回口頭弁論期日	平成29年1月20日午前10時
コ 訴え変更申立書（原告）	平成29年2月14日付け

告)	
サ 取下書の提出 (原告)	平成 29 年 2 月 24 日付け
シ 取下げの同意書の提出 (被告)	平成 29 年 2 月 28 日付け

## 2 監査対象部局の説明

平成 29 年 5 月 25 日に行った監査対象部局の職員の陳述等の内容は、おおむね次のとおりです。

### (1) 陳述等の内容

#### ア 弁護士費用について

##### (ア) 当該訴訟に係る訴訟委任契約 (以下「訴訟委任契約」という。)の概要

広域連合は、平成 28 年 9 月 5 日付けで当該訴訟に係る訴状の送達を受けました。広域連合長は、当該訴訟に応訴するため、同月 13 日付けで当該訴訟に関する訴訟行為及び民事訴訟法 (平成 8 年法律第 109 号) 第 55 条第 2 項に掲げる権限を委任すべく、訴訟代理人弁護士を選任しました。これにより、訴訟代理人弁護士と広域連合長は、同日付けで地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により訴訟委任契約を随意契約の方法により締結しました。

##### (イ) 訴訟代理人弁護士の選任理由について

当該訴訟において選任した訴訟代理人弁護士は、過去に広域連合に対して提起された訴訟において、その当時の広域連合長から訴訟代理人弁護士として選任されています。この訴訟代理人弁護士のように「後期高齢者医療制度の内容」に精通し、行政庁の内情に明るく、当該訴訟に対応可能な弁護士は、広域連合の事務局のある千葉市近隣で見出すことが出来なかったことから、この者を訴訟代理人弁護士として選任することとしました。

##### (ウ) 弁護士費用の支出のために予備費を充用したことについて

弁護士費用を支出するために、広域連合は、予備費を充用しています。予備費は、予算に計上されず、予見できない、支出不可避なものに充てるために、歳入歳出予算に計上されている



経費とされています（地方自治法第217条第1項）。当該訴訟が提起されることは予見できなかったことから、平成28年度予算に弁護士費用を計上していませんでした。

本来は、予備費ではなく、補正予算で対応するのが通常ですが、議会を招集して予算を補正するまでの期間がなかったことに加え、訴訟代理人弁護士を選任するための費用を支出しなければ、当該訴訟に敗訴する可能性があることから支出が不可避でした。

したがって、予備費を充用したことは、地方自治法の規定に違反するとはいえません。

(エ) 弁護士費用の支出状況について

訴訟委任契約により訴訟代理人弁護士に対して、訴訟委任契約第2条第1項の規定に基づき報酬の当初分（着手金）として、地方自治法施行令第163条第3号の規定により324,000円を前金払の方法により平成28年9月23日に支払いました。

そして当該訴訟の終了時の報酬については、「委任事件の全部が完結した後、甲（広域連合）、乙（訴訟代理人弁護士）協議するもの」（訴訟委任契約第2条第3項）とし、その報酬の額（報酬金）は、「第1項の報酬額を限度とし、甲は乙からの請求に基づき支払うものとする。」（同条第4項）と定められています。

以上の条項に基づき、当該訴訟の原告から平成29年2月24日付けで訴えの取下書が提出されて当該訴訟が完結した後、訴訟代理人弁護士から広域連合長に対し同年3月9日付けで請求書が提出され、同項の規定により報酬の額（報酬金）として、324,000円を同月15日に支払いました。

(オ) 訴訟委任契約において支出した金額の妥当性について

いわゆる着手金及び報酬金をはじめとした弁護士報酬については、弁護士法（昭和24年法律第205号）の改正を受け、平成16年4月1日から各弁護士が弁護士報酬に関する規程に報酬額を定めることとなりました。訴訟代理人弁護士の事務所においても弁護士報酬に関する規程を定めており、同規程に

基づき、当該訴訟の内容を勘案して着手金の額及び報酬金の基準を定め、広域連合と訴訟代理人弁護士との協議により報酬金の額を決定しています。当該規程に基づき算出された弁護士費用の額については、適正であるといえます。

(カ) 訴訟委任契約の手續及び支出手続について

訴訟委任契約の手續及び支出手続については、地方自治法、地方自治法施行令及び千葉県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合規則第6号。以下「財務規則」という。）の規定に基づき事務手續を行っており、適正に処理しているといえます。

(キ) 小括

以上のとおり弁護士費用として合計648,000円の支出がありますが、違法又は不当な手續は行われていません。

イ 訴訟費用の支出について

弁護士費用については前述のとおり、出張旅費については後述のとおりです（訴訟費用が示す内容については、後述します。）。

ウ 出張旅費について

(ア) 旅費について

広域連合では、地方自治法第204条第3項の規定の委任を受けて、千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「旅費条例」という。）が定められています。また、旅費条例の実施に関し必要な事項は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合規則第5号。以下「旅費規則」という。）と旅費規則に定めるもののほか、職員の旅費に関して必要な事項については、「旅費の支給に関する基準について」に定められており、これらの規程等に基づき、広域連合の職員に対して旅費を支給しています。

(イ) 出張旅費の支出状況について

当該訴訟において、広域連合長は、地方自治法第153条第1項の規定により、被告指定代理人として、請求人から提出された千葉県後期高齢者医療広域連合職員措置請求書中「1 請

求の趣旨」「(1) 請求の対象となる職員」に記載されている7名を選任しています。

被告指定代理人として選任された者のうち、職員A、職員B、職員C、職員E、職員F及び職員Gの6名（以下「職員Aほか5名」という。）が口頭弁論等の内容を傍聴するために千葉地方裁判所に出張し、これらの者に対し、出張に要した費用を弁償するため、合計3回（①4,489円、②4,774円、③4,584円（職員Aほか5名に支給した出張旅費の合計額を示します。))出張旅費を支出しています。

(ウ) 出張旅費の支出の妥当性について

旅費条例第7条により、「旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」と規定されており、金額的に最も安価な経路を選定し、当該経路に要する費用を旅費として職員に支給していることから、不当に高い金額を支出しているとはいえません。

また、職員Aほか5名は、当該訴訟を傍聴し、口頭弁論等の後に訴訟代理人弁護士と今後の訴訟の方向性を協議するため、出張しているにすぎず、支出は、妥当であるといえます。

(エ) 出張旅費に係る支出手続について

いずれの支出も、旅費条例及び旅費規則並びに財務規則の規定等に基づき事務手続を行っており、適正に処理しているといえます。

(オ) 小括

以上のとおり出張旅費として合計13,847円の支出がありますが、違法又は不当な手続は行われていません。

(2) 弁護士費用の支出に関する経過について

ア 平成28年9月13日	(ア) 予備費を充用する（決裁権者 事務局長）。 (イ) 訴訟代理人弁護士を選任する（決裁権者 広域連合長）。 (ウ) 訴訟代理人弁護士と訴訟委任契約を締結する（決裁権者 局次長）。 (エ) 訴訟委任契約に基づき弁護士費
--------------	---

	用（着手金）の支出負担行為及び支出命令を行う（決裁権者 局次長）。
イ 平成28年9月23日	弁護士費用（着手金）として、324,000円を支出する。
ウ 平成29年2月24日付け	当該訴訟の原告から千葉地方裁判所に取下書が提出される。
エ 平成29年2月28日付け	上記取下書に同意する旨の同意書を訴訟代理人弁護士が千葉地方裁判所に提出する。
オ 平成29年3月9日	(ア) 訴訟委任契約第2条第4項の規定に基づき訴訟代理人弁護士から弁護士費用（報酬金）の請求書が提出される。 (イ) 訴訟委任契約に基づき弁護士費用（報酬金）の支出負担行為及び支出命令を行う（決裁権者 局次長）。
カ 平成29年3月15日	弁護士費用（報酬金）として、324,000円を支出する。

(3) 出張旅費の支出に関する経過について

ア 平成28年11月1日付け	職員Aほか5名から平成28年10月4日に出張旅費の請求書が提出される。
イ 平成28年11月24日	平成28年10月分の支出負担行為及び支出命令を行う（決裁権者 局次長）。
ウ 平成28年11月30日	平成28年10月分の旅費（4,489円）を支出する。
エ 平成29年1月4日付け	職員Aほか5名から平成28年12月2日に出張旅費の請求書が提出される。
オ 平成29年1月20日	平成28年12月分の支出負担行為及び支出命令を行う（決裁権者 総務課

	長)。
カ 平成29年1月31日	平成28年12月分の旅費(4,774円)を支出する。
キ 平成29年2月1日付け	職員Aほか5名から平成29年1月20日に出張旅費の請求書が提出される。
ク 平成29年2月20日	平成29年1月分の支出負担行為及び支出命令を行う(決裁権者 総務課長)。
ケ 平成29年2月28日	平成29年1月分の旅費(4,584円)を支出する。

### 3 判断

本件請求において請求人は、弁護士費用、訴訟費用及び出張旅費の支出が違法であるとして、その費用の返還を求めるものと解されます。

このことについて、前記事実関係の確認及び監査対象部局の説明等並びに関係資料等の調査に基づき、次のように判断します。

#### (1) 地方公務員法第30条違反の主張について

請求人は、弁護士費用等が無用の支出に当たる根拠として、当該訴訟において被告が訴えの却下を求めたことが地方公務員法第30条に違反することをあげているため、まず同条違反が認められるかについて検討します。

地方公務員法第30条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定め、職員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべきこと及び職務専念義務について規定するものです。

当該訴訟は、原告が行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定める「差止めの訴え」(同法第3条第7項)を提起したものであるところ、その訴えを適法に提起するためには同法第37条の4に規定する訴訟要件を充足することが必要とされています。

当該訴訟の訴えの却下の主張は、処分性、訴えの利益及び処分の蓋然性が欠如することについて、その根拠を具体的かつ合理的に示

しながら指摘したものと認められます。

また原告側には反論の機会も与えられており、最終的には裁判所がその適法性の判断を行うことになるものです。

以上からすれば、上述のように当該訴訟の訴えの却下の主張をしたことをもって地方公務員法第30条の定める義務に違反するものと認めることはできません。

したがって、地方公務員法第30条違反を理由として、本件の各支出が違法又は不当とは認められません。

(2) 弁護士費用について

ア 弁護士費用の支出について

弁護士費用については、地方自治法、地方自治法施行令及び財務規則の規定に基づき行われる財務会計行為を前提として、千葉県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合訓令第1号。以下「決裁規程」という。）及び財務規則の規定に基づき、予備費の充用にあつては事務局長が、訴訟委任契約及び訴訟委任契約に基づく支出負担行為及び支出命令にあつては局次長が専決を行ったものです。

この支出が上記の他の観点から違法又は不当と認められるかについて検討します。

イ 弁護士費用の内容及び手続について

関係資料等によれば、広域連合長は、当該訴訟に応訴するために、訴訟について専門的知見を有する弁護士と訴訟委任契約を締結し訴訟行為に関する権限を委任したものと認められます。

そのうえで、前記の監査対象部局の主張のとおり、訴訟代理人弁護士に対しては、訴訟委任契約に基づき、報酬の当初分（着手金）として324,000円（訴訟委任契約第2条第1項）、当該訴訟の終了時の報酬として、324,000円（同条第3項及び第4項）の合計648,000円が支払われています。

以上については、財務規則の規定により適正な手続を行っているものと認められます。

(3) 訴訟費用について

請求人の陳述によれば、ここでいう訴訟費用とは、弁護士費用及び出張旅費をさす趣旨であるとのことですが、弁護士費用について

は前述し、出張旅費については後述することとし、その余の支出についても関係資料等の確認を行いました。当該訴訟に係る費用として違法又は不当な支出がなされたものとは認められません。

(4) 出張旅費について

旅費は、旅行命令（職員の職位に応じて、決裁規程により、局長又は各課長が権限を有しています。）を前提として、支出が行われます。

よって、以下、本件旅行命令のその内容又は手続に違法又は不当な点があるか、出張旅費の支出に違法又は不当な点があるかについて順に検討します。

ア 旅行命令について

(ア) 本件旅行命令の内容について

旅行命令の適否については、最判平成17年3月10日（判例時報1894号3頁）によると、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の公務を遂行するために合理的な必要性がある場合には、その裁量により、補助機関である職員に対して旅行命令を発することができるが、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、当該旅行命令は違法となるというべきである。このことは、旅行命令が普通地方公共団体の長から委任を受けるなどしてその権限を有するに至った職員により発せられる場合にも、同様に当てはまるものと解される。」とされています。

被告指定代理人に対して行われた旅行命令について裁量権の行使に逸脱又は濫用があると認められる場合には、本件についても当該旅行命令が違法であると解されます。

しかしながら、本件は、広域連合を被告として提起された訴訟に対応するために、地方自治法第153条第1項に基づき委任を受けた被告指定代理人が、当該訴訟の期日に臨むために支出されたものであるから、まさに公務を遂行するために合理的な必要性があったものと認められるため、裁量権の行使に逸脱又は濫用があると認めるべき事情はありません。

(イ) 本件旅行命令の手続等について

広域連合における旅行命令については、旅費条例第4条第1

項において、「旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者の発する旅行命令等によって行わなければならない。」とされています。

そして、旅行命令は、「電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り」発することができるのとされるほか（旅費条例第4条第2項）、「旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない」（同条第4項）ものとされています。

関係資料等によれば、本件においては、被告指定代理人が当該訴訟の具体的な進行状況を把握したうえでの確に対応するためには期日に立ち会う必要性があったことを否定できず、また予算上その支出は可能であったものと認められます。

また、当該訴訟に係る全ての旅行については、旅行命令簿等に記載し、旅行命令が行われています。

以上からすれば、当該訴訟に関する旅行命令は、旅費条例に基づいて適正に行われたものと認められます。

#### (ウ) 小括

以上のとおり、本件旅行命令については、その内容及び手続のいずれの点からみても、違法又は不当と認めるべき事情は認められません。

#### イ 出張旅費の支出について

出張旅費の支出については、旅費規則、決裁規程及び財務規則の規定に基づき、平成28年10月分にあつては局次長が、同年12月分及び平成29年1月分にあつては総務課長が財務会計行為である支出負担行為及び支出命令の専決を行ったものです。

この支出が規定違反等の違法又は不当となるべき事情がないか検討します。

旅費規則第7条において、旅費の支給を受けようとする者は、「所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者に提出しなければならない。」とされています。



関係書類等を確認したところ、同条の求める書類が提出されたことが認められます。

以上のとおり、出張旅費の支出は、旅費規則第7条に基づいてなされており、その他に、出張旅費の支出について規定違反等の違法又は不当となるべき事情は認められません。

よって、出張旅費の支出については、違法又は不当な支出とは認められません。

#### ウ 小括

したがって、出張旅費について、違法又は不当な点は認められません。

#### (5) まとめ

以上のとおり弁護士費用、訴訟費用及び出張旅費の支出については、法令等の規定により適正に手続が行われ、権限ある者による決裁を経た後にこれらの費用が支払われていることから、内部処理として違法又は不当な点があるとはいえません。

## 4 結 論

請求人の「弁護士費用、訴訟費用及び出張旅費の支出について違法であり、対象職員から広域連合への返還を求める」とする主張は、理由がないものと判断します。

以上